

第46回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】

日時：2024年8月7日（水）

部会①・部会②・部会③ 10:00～12:00（予定）

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

【部会①】

(1)開会

(2)京急連立事業（1工区）に伴う埋蔵文化財調査成果について（報告） 【資料1】

(3)京急線連立 仮南行線築造に伴う高輪築堤への影響について 【資料2】

(4)京急線連立 第8橋梁北横仕切堤付近 本設（地平）化工事計画について 【資料3】

(5)その他

(6)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正を行っています。

第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（部会①）

[前回議事録](#)

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和6年6月5日（水）10:00～12:00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口 ホール3C
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）※ オンライン ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料1：第43回委員会（5/8）部会②議事録案
- ・ 資料2：第43回委員会（5/8）部会③議事録案

2) 部会①

- ・ 次第
- ・ 資料1：調査の進捗について
- ・ 資料2：TAKANAWA GATEWAY CITY 第Ⅱ期エリア（5・6街区）の確認
調査について

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局)

(2) 議事録確認

1) 第 43 回委員会（5/8）部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 43 回委員会（5/8）部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 部会①

(1) 開会

- 第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会①を開会する。(事務局)

(2) 調査の進捗について

- 資料 1 について説明する。(港区)

<説明概要>

- 京急連立事業 1 工区の仮受杭施工箇所のうち、京急第 2 ビル東側の 4 地点ボーリング調査を実施した。
- 明治 20 年地図と重ねると長期間水域だった場所であり、4 地点ともこれまでの調査で整理されてきた基本的な堆積（埋立土←泥土←貝混じりシルト層←硬質粘土層）を示していた。
- 土取場のような人為的な改変の痕跡は見出せず、構造物の一部とみられる木片や石片も検出されなかった。

- 4 地点とも同様に、非常にわかりやすい土層の堆積状況だった。(委員長)

- 木製または石製の構造物の破片は確認されなかったことから、仮受け杭の施工は問題ないと判断したい。(委員長)

← 異議なし。(委員一同)

→ 仮受け杭の施工を承認すると判断する。(委員長)

(3) TAKANAWA GATEWAY CITY 第Ⅱ期エリア（5・6街区）の確認調査について

・資料2を用意した経緯を説明する。令和3年5月11日に港区教育委員会からJRに要望書を提示し、5・6街区について築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定してもらいたいと要望している。5月15日、22日にJRから遺構の全体像を確認して、まちづくりと文化財の保存の両立のあり方に関する具体的な検討を進めるために必要な調査であるという趣旨の説明を受け、港区の要望書とも合致すると判断し、港区教育委員会として文化財保護法第99条第1項に基づく調査を行うこととした。（港区）

・資料2について説明する。（港区）

<説明概要>

- ・調査目的は5・6街区の高輪築堤跡の全容を把握し、文化財的評価と保護措置を検討することである。
- ・調査対象は5・6街区の未調査範囲である。
- ・調査方針は2023年1月11日「高輪築堤跡の調査の方針について」を基本とし、本委員会の指導・助言を得て港区教育委員会が事業者と調整のうえ、計画的に実施する。
- ・調査体制は、文化財保護法第99条第1項に基づき、港区教育委員会が事業者の協力を得て実施する。
- ・調査方法は、基本的には対象範囲内にトレーンチを設定して行う。
- ・調査成果は本委員会で報告の上、議事録を公開する。
- ・事業者と協力して現場見学会等を実施する。

・第38回委員会で、委員見解として「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について（2）」という文書をいただき、5・6街区における確認調査の必要性について意見をいただいていた。本委員会の見解も踏まえ、港区の調査に協力していく。ただし、現地は環状4号線や京急連立事業など、関連工事のヤード等にもなっているため、物理的な制約及びスケジュールの制約もあるが、調整しながら目的に即した調査ができるように進めていきたい。（JR）

・来週6月10日に第11回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議を開催するが、本日説明いただいた資料2を提示して説明したいと考えている。（事務局JR）

← 本委員会の見解と、作成者の港区の見解を確認しなければならない。本日の説明は調査を行うという方針のみで具体的な方法は今後の検討となるため、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議で詳細を質問されても回答できない。（委員長）

← 我々もオブザーバーとして参加している関連した会議体でもあるため、口頭での報告であれば、情報提供した方が良いと考える。ただし、本委員会資料の提示については、本資料のみだとこれまでの経緯が分からず、一人歩きしてしまうのではないかと懸念する。（港区）

← できれば口頭説明をお願いするということだがいかがか。（委員長）

- 基本的には確認調査を実施することを口頭にて説明することとし、合わせてエリアなどを示す資料を提示する方向で検討する。(事務局JR)
 - ← 説明資料は、JRで作成してもらって良いだろう。現段階では具体的な内容は決まっていないので、基本的な方針について説明する形でお願いしたい。(委員長)
 - ← 異議なし。(委員一同)
 - 承知した。(事務局JR)
- 資料2の「2. 調査対象」の『築堤構築前後』とはどういう意味か教えてもらいたい。(事務局JR)
 - ← 時代としての前後という意味で、構築前後という意図である。「高輪築堤跡の調査の方針について」に基づき、エリア内で出土した築堤に関連するかもしれない遺構や遺物に關しても、調査を実施していく。(港区)
 - 大きな方針としては5・6街区の確認調査を実施していくということで、本委員会の結論としたい。(委員長)
 - ← 異議なし。(委員一同)
 - 資料2の文面だけを見ると、記録保存調査との誤解を生むのではないかと思うがいかがか。(JR)
 - ← その心配はない。港区教育委員会の「埋蔵文化財保護の手引き」で確認調査という言葉が定義をされているので、記録保存調査とは別の扱いだと理解してもらえる。(港区)

(4) その他

<部会①・部会②・部会③終了後>

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← 部会③の加工木について、工事の進捗を踏まえた遺跡の調査方法の相談には積極的に応じていきたい。部会①の5・6街区の調査方法についても積極的に協力していきたい。(文化庁)
 - ← 部会①の確認調査について、7月頃から始めたいということだが、ホームページ公開スケジュールを教えてもらいたい。(東京都)
 - 確認調査は本日この場で承認いただいたと思っている。次回の検討委員会において議事録が確定するので、準備出来次第ホームページで公開したい。公開後に現地調査に入る流れで進める。(JR)
 - ← 部会①の確認調査について、7月頃に着手ということだが、議事録公開後に注目されることが想定される。現場が動くと開発が始まるという認識の質問も来ると思う。取材等への対応も含めて情報共有など、しっかり連携していきたい。(港区)

(5) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局 JR) 第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 挨拶
 - ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局 JR) 2つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局 JR) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

3.2 部会①

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 調査の進捗について

- (港区) 資料 1 について説明する。今回の調査は、京急連立事業 1 工区の仮受杭施工箇所のうち、京急第 2 ビルの東側の 4 地点のボーリング調査を実施した。明治 20 年の地図と重ねると、長期間水域だった場所となる。4 地点ともこれまでの調査で整理されてきた基本的な堆積と変わらず、基盤となる硬質粘土層の上に貝混じりのシルト層があり、その上に泥土があって、その上にロームを主体とした埋立土が重なっている。埋立土の中で大きな変化は見られなかったので、あまり時期をおかずに埋め立てられたものとみている。土取場のような人為的な変更の痕跡は見出せず、構造物の一部とみられる木片や石片も検出されなかった。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(委員長) 4 地点とも基本的には同様の堆積状態であった。ここは京急の高架の箇所となるので、ボーリングを施工できる範囲は限定されていたが、結果として、非常にわかりやすい土層の堆積状況だったという印象で

ある。木製または石製の構造物の破片は確認されなかった。この結果から、仮受け杭の施工は問題ないと判断したい。

(委員一同) 異議なし。

(委員長) では、仮受け杭の施工は承認すると判断する。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) TAKANAWA GATEWAY CITY 第Ⅱ期エリア（5・6街区）の確認調査について

(港区) 資料2を用意した経緯を説明する。令和3年5月11日に港区教育委員会から5・6街区について築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定してもらいたいという要望書を提示している。5・6街区の確認調査をするにあたり、趣旨とその後予定している動きを注視してきたが、5月15日、22日にJRから遺構の全体像を確認して、まちづくりと文化財の保存の両立のあり方に関する具体的な検討を進めるために必要な調査であるという趣旨を説明いただいた。これは港区の要望書とも合致すると判断し、文化財保護法第99条第1項に基づいて港区教育委員会が確認調査を実施するということで、資料2を用意した。

(港区) 資料2について説明する。この文書は確認調査の主要な内容を記載したもので、具体的な調査内容については事業者と今後調整していく。調査の目的は5・6街区の高輪築堤跡の全容を把握し、文化財的評価と保護措置を検討するための知見を得ることである。調査対象は5・6街区の未調査範囲である。調査方針としては、2023年1月11日の「高輪築堤跡の調査の方針について」を基本とし、1～4街区及び5・6街区の既往調査の成果を踏まえ、本委員会の指導・助言を得て港区教育委員会が事業者と調整のうえ、計画的に実施する。調査体制は、文化財保護法第99条第1項に基づき、港区教育委員会が事業者の協力を得て実施する。調査方法は、対象範囲内にトレーニングを設定して行う。調査位置やスケジュール等は、現地の状況を踏まえ関係機関と調整の上で検討する。調査成果は本委員会で報告の上、議事録を公開するとともに、事業者と協力して現場見学会等を実施する。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(JR) 第38回委員会で、委員見解として「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(2)」という文書をいただき、5・6街区における確認調査の必要性についてご意見をいただいていた。私どもも本委員会の見解も踏まえ、港区の調査に協力していく。ただし、現地は環状4号線工事や京急線連立事業など関連公共工事のヤードや、今年度に開業を予定する4街区の設備置き場にもなっている。物理的な制約及びスケジュールの制約もあるが、調整しながら目的に即した調査ができるように進めていきたい。現時点では7月頃から調査に入ってもらいたいと考えている。引き続きご指導いただきな

- (事務局JR)
がら、意味のある調査となるよう進めていきたい。
来週の6月10日に第11回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議を開催するが、本日説明いただいた資料2を提示して説明したいと考えている。7月頃から調査を開始したいが、その前に調査内容を伝える良い機会と考えている。6月10時点では本資料は公開されていない扱いであるが、資料を提示するのか口頭説明なのか確認したい。
- (委員長)
本日の資料を提示できればと考えている。
本委員会の見解と、作成者の港区の見解を確認しなければならない。
本日の説明は確認調査を実施するという方針のみで、具体的な方法は今後の検討となるため、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議で詳細を質問されても回答できない。
- (港区)
我々もオブザーバーとして参加している関連した会議体でもあるため口頭での報告であれば、情報提供した方が良いと考える。ただし、本委員会資料の提示については、本資料のみだとこれまでの経緯が分からず、一人歩きしてしまうのではないかと懸念する。
- (委員長)
できれば口頭説明をお願いすることだがいかがか。
(事務局JR)
基本的には確認調査を実施することを口頭にて説明することとし、合わせてエリアなどを示す資料を提示する方向で検討する。
- (委員長)
説明資料については、JRで作成してもらって良いだろう。現段階では具体的な内容は決まっていないので、基本的な方針について説明する形でお願いしたい。
- (委員一同)
異議なし。
(事務局JR)
承知した。
- (委員長)
6月10日の「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議には私が対面で出席するので、必要があれば発言させていただく。
- (事務局JR)
資料2の「2. 調査対象」の『築堤構築前後』とはどういう意味か教えてもらいたい。
- (港区)
時代としての前後という意味で、構築前後という意図である。「高輪築堤跡の調査の方針について」に記載されている事項に基づき、エリア内で出土した遺構や遺物に関しては、調査を実施していく。
- (委員長)
スケジュールや調査方法等は今後協議していくことになるが、大きな方針としては5・6街区の確認調査を実施していくことで、本委員会の結論としたい。
- (委員一同)
異議なし。
- (JR)
資料2の文面だけを見ると、記録保存調査という誤解を生むのではないかと思うがいかがか。

- (港区) その心配はない。確認調査という書き方をしている。一般の方に確認調査とは何なのか、と疑問が生じた場合も、港区教育委員会が出している「埋蔵文化財保護の手引き」という冊子で確認調査という言葉が定義されている。記録保存調査とは別の扱いと理解してもらえる。
- (委員長) 「1. 調査の目的」で、全容を把握して保護措置を検討するための調査と謳っているので、これを記録保存調査と判断する人はいないと思う。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(4) その他

- (委員長) その他、何かあるか。

<部会①・部会②・部会③終了後>

- (委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。
- (文化庁) 部会③の加工木について、工事の進捗を踏まえた遺跡の調査方法の相談には積極的に応じていきたい。部会①の5・6街区の調査方法についても積極的に協力していきたい。
- (東京都) 部会①の確認調査について、7月頃から始めたいということだが、ホームページでの公開スケジュールを教えてもらいたい。
- (JR) 確認調査は本日この場で承認いただいたと思っている。次の検討委員会において議事録が確定するので準備出来次第、ホームページで公開したい。公開後に現地調査に入る流れで進める。
- (港区) 部会①の確認調査について、7月頃着手ということだが、議事録公開後に注目されることが想定される。現場が動くと開発が始まるという認識の質問も来ると思う。取材等への対応も含めて情報共有など、しっかり連携していきたい。

(5) 閉会

- (委員長) 他になければ部会①を閉会し、部会②に進める。

以上

【資料 1-1】

令和 6 年 8 月 7 日
東京都教育庁 作成

京急連立事業（1 工区）に伴う埋蔵文化財調査成果について（報告）

1 調査経過

(1) レンチ① (77.52 m ²)	令和 5 年 10 月 23 日～令和 5 年 11 月 16 日
(2) レンチ② (33.18 m ²)	令和 5 年 11 月 27 日～令和 6 年 1 月 16 日
(3) 1 区 (230.4 m ²)	令和 5 年 11 月 15 日～令和 6 年 1 月 25 日
(4) 2 区 (193.4 m ²)	令和 6 年 1 月 18 日～令和 6 年 4 月 15 日
(5) 3 区 (221.6 m ²)	令和 6 年 2 月 14 日～令和 6 年 7 月 5 日

2 調査結果

（1）埋立土 B について（3 区）

- ①埋立の方向や単位を面的に把握するため、TP+2.0m 付近で鋤取りを行い、平面オルソ合成写真を作成（図 2）。
- ②埋立土は、西側から東側に向かって弧状を呈する。北東側から南西にかけては白色粘土、北西側は茶褐色ローム土で主体的に構成される。
- ③弧状の角度や方向の違いは、埋立を行った際の単位を反映していると考えられる。
 - ・3 区東側断面オルソ合成写真では、中央より北側の暗茶褐色土を境に、北側は下がり、南側は下がりの斜行堆積（図 2 上）
 - ・トレンチ②東壁オルソ合成写真では、北→南の斜行堆積の上を、南→北の斜行堆積で被覆する（図 1-1）
 - ・トレンチ②南壁オルソ合成写真では、西→東への斜行堆積（図 1-2）

（2）盛土 X について（2 区）

- ①TP+0.4m 付近まで平均的に堆積、裾部は南北に直線的である（図 3-1）
- ②平面形は、2 区中央を境に、北側は TP+0.5m 付近、南側は TP+0.8m 付近を最高点とする島状を呈する（図 3-2）

3 総合所見

（1）盛土 X の評価

第 4 回調査・保存等検討委員会での所見

- ①TP-0.3m 付近の盛土 A の表面を覆うように自然堆積層が TP±0m 付近まで堆積
- ②自然堆積層を覆うように、グライ化したロームで構成される土が盛土状に堆積（最大高 TP+0.8m）
 - 構築期（盛土 A）の西側で裾部が海水下にあつた段階 = 自然堆積層
 - 盛土 A を構成、あるいは西側の溜池を浚渫した土 = 盛土 X

平面形は盛土 A のように斜面を形成しておらず、島状の堆積であることから、
西側の溜池を浚渫した土 = 盛土 X

（3）盛土 A について（3 区）

- 東壁の北側、TP-1.0m 付近の東壁で、高さ 0.3m、長さ 4～5m の土山状にローム土を盛った痕跡が 3 飯所確認できた（図 4）。
 - = 施工時の盛土の単位か？

（4）高輪築堤に関連する構造物（3 区）

①北側杭列

- ・調査区北側で直径 8 cm、南北 2 列の杭列（1.5m 間隔）を検出。杭列は東側に続くと考えられる（図 5-1）。
- ・杭頭は西から東に向かって高くなっており、盛土 A の表面高さと一致（図 5-2）。
- ②南側杭列
 - ・調査区南側で直径 10 cm、南北 2 列の杭列を検出。西側が八の字に開き（幅約 3.0m）、東側は調査区中央付近まで確認（図 5-1）
 - ・2 列のうち、北側 5 本は丸太により倒され、硬質粘土層面で折損していた。
 - ③出土した構造材
 - ・調査区に丸太、板材などが散乱していた。丸太①（北側）は直径 20 cm、丸太②（南側）は直径 10 cm で、丸太①は外皮が付いている（図 5-3）。
 - ・盛土 A 下、黒色粘土中から検出されている。

（5）高輪築堤に関連する遺物

○碍子（図 6）

- ・残存高 6.4 cm、最大径 6.0 cm。外面は茶褐色の紺葉、内面は白黄褐色を呈する。
- ・外面に金属製のピンを受ける部分が一部残り、頂部にはモルタルが付着
- ・碍子の国産化は明治 6 年（1873）、佐賀、京都、瀬戸などで生産
- ・明治 8 年（1875）頃に国産化された碍子は、白色で光沢があり、形状は無紐鐘
- ・電信創業期に用いられたのは外国製の「赤帽子」と呼ばれ、蔚色

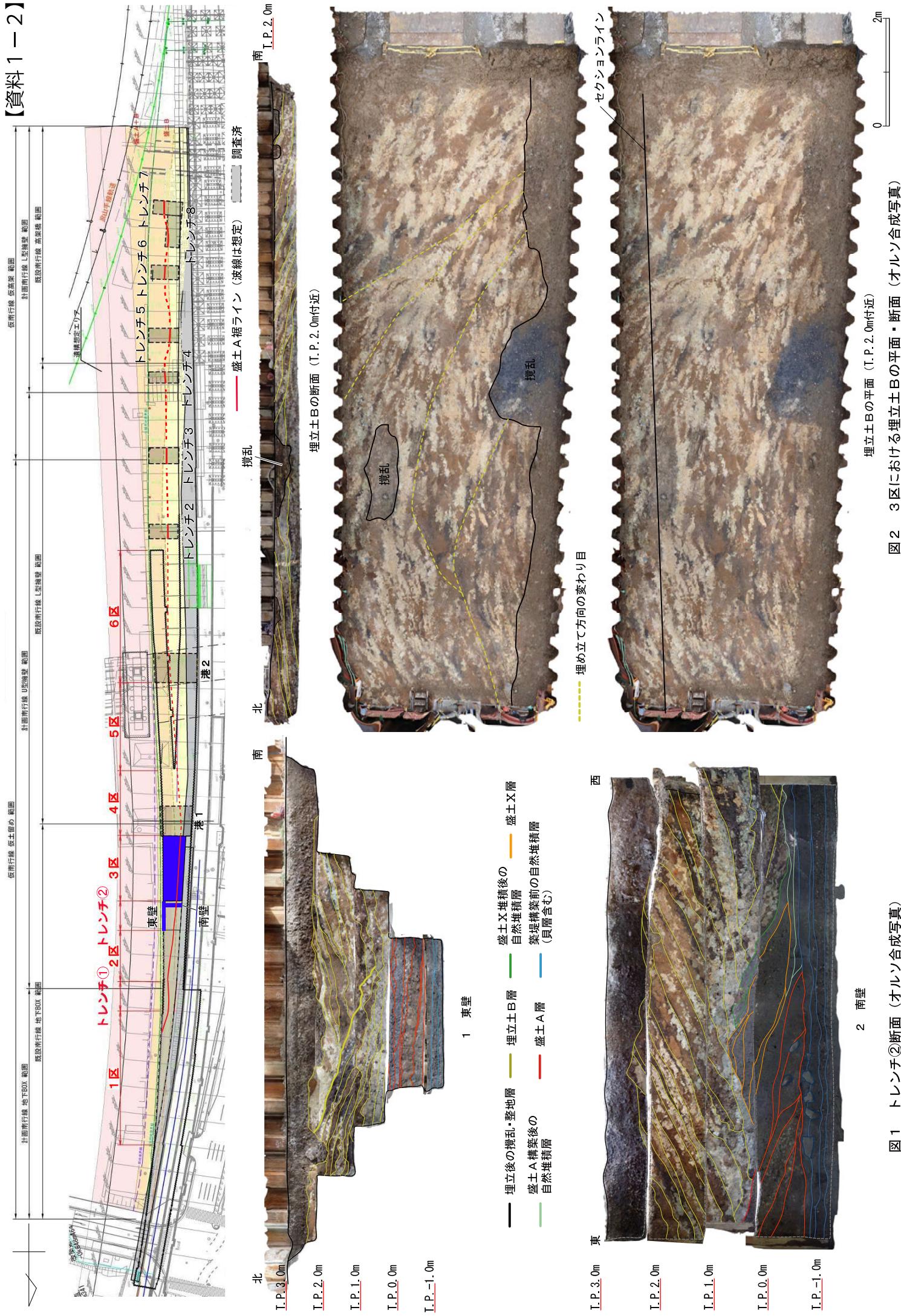
（2）高輪築堤に関連する構造物

①北側杭列

- 調査区東側に統くと考えられ、且つ盛土 A（複線化期の盛土）に合わせて杭頭が切り揃えられている。
- 杭間（1.5m）の土とその周囲の土に運いは壓められなかった。
- ②南側杭列
 - 調査区東側には統かず、盛土 A 埋部付近で止まっている。

- 盛土 A 埋築以前（複線化期以前）に物資や人が往来するための折橋（木組み造構）

[資料 1 - 2]



【資料 1 - 3】

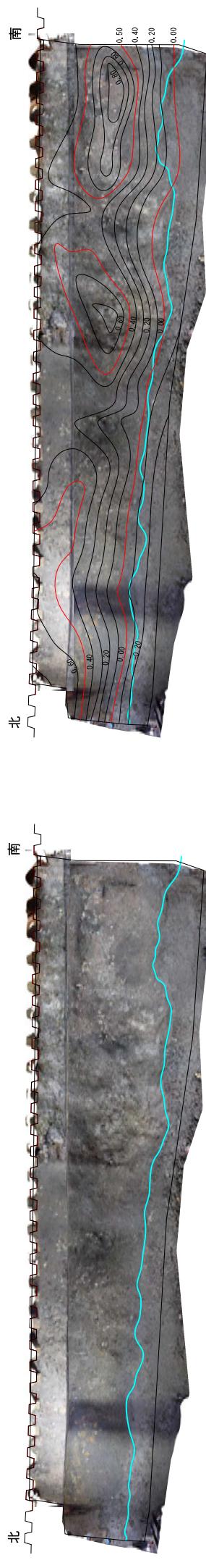
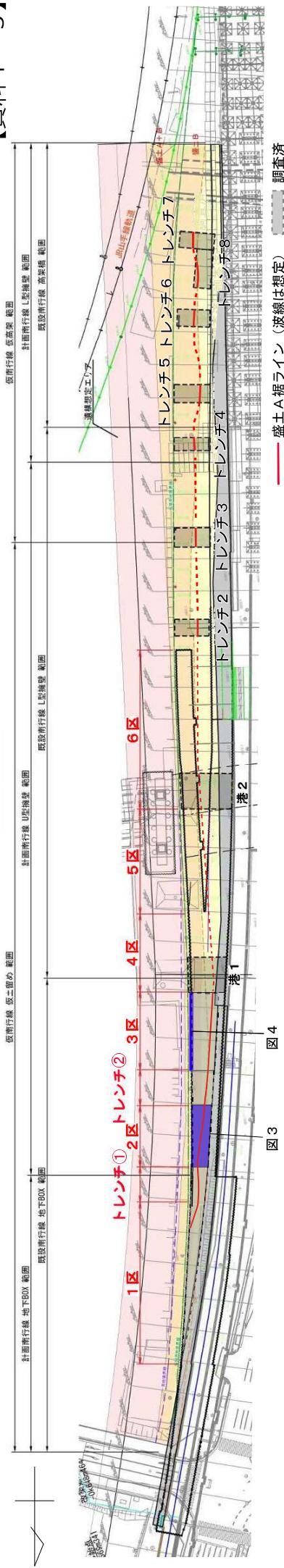


図2 2区に於ける感生率の分布(ナトリウム電極)



図3 ニッケル盤工法の平面（オルジ合成導具）

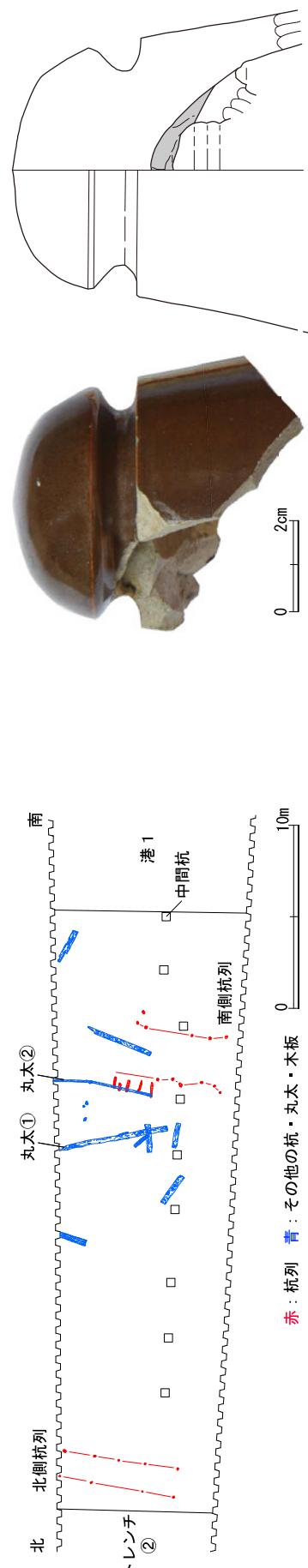
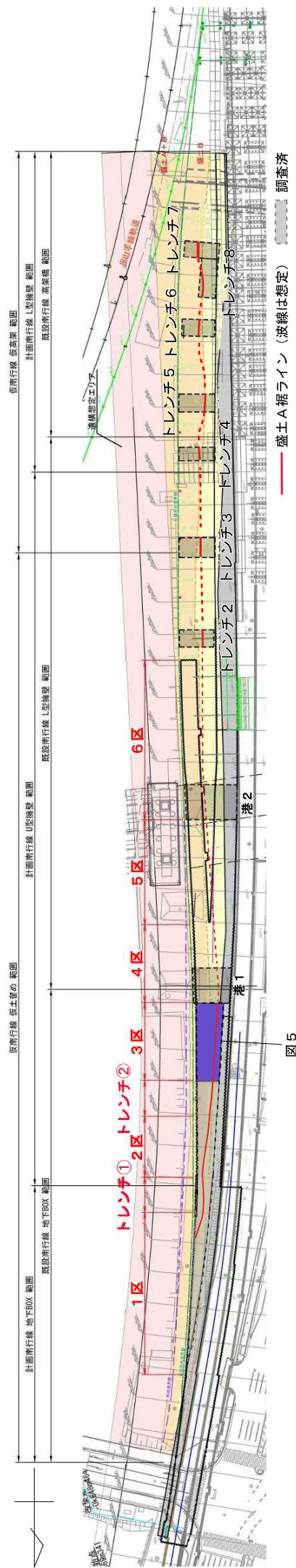


築堤構築前の自然堆積層 (貝殻含む)



図4 3区における盛十A車壁断面(オルソ合成写真)

【資料 1 - 4】



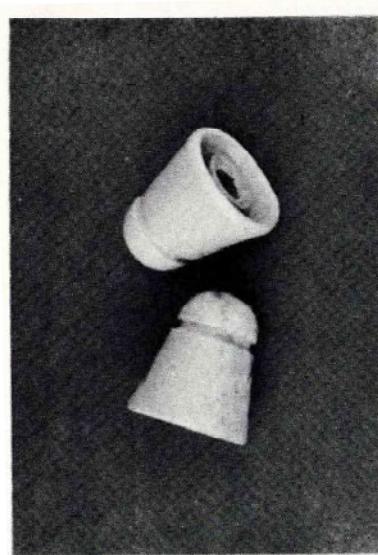
1 3区におはる 桂・由太の出+図



2 非側柏列の検出状況（非東から撮影）



3 丸太の檜出状況（南西から撮影）



明治8年頃の通信用ビン擲子(藤村(1980)第1図を一部改変して掲載)

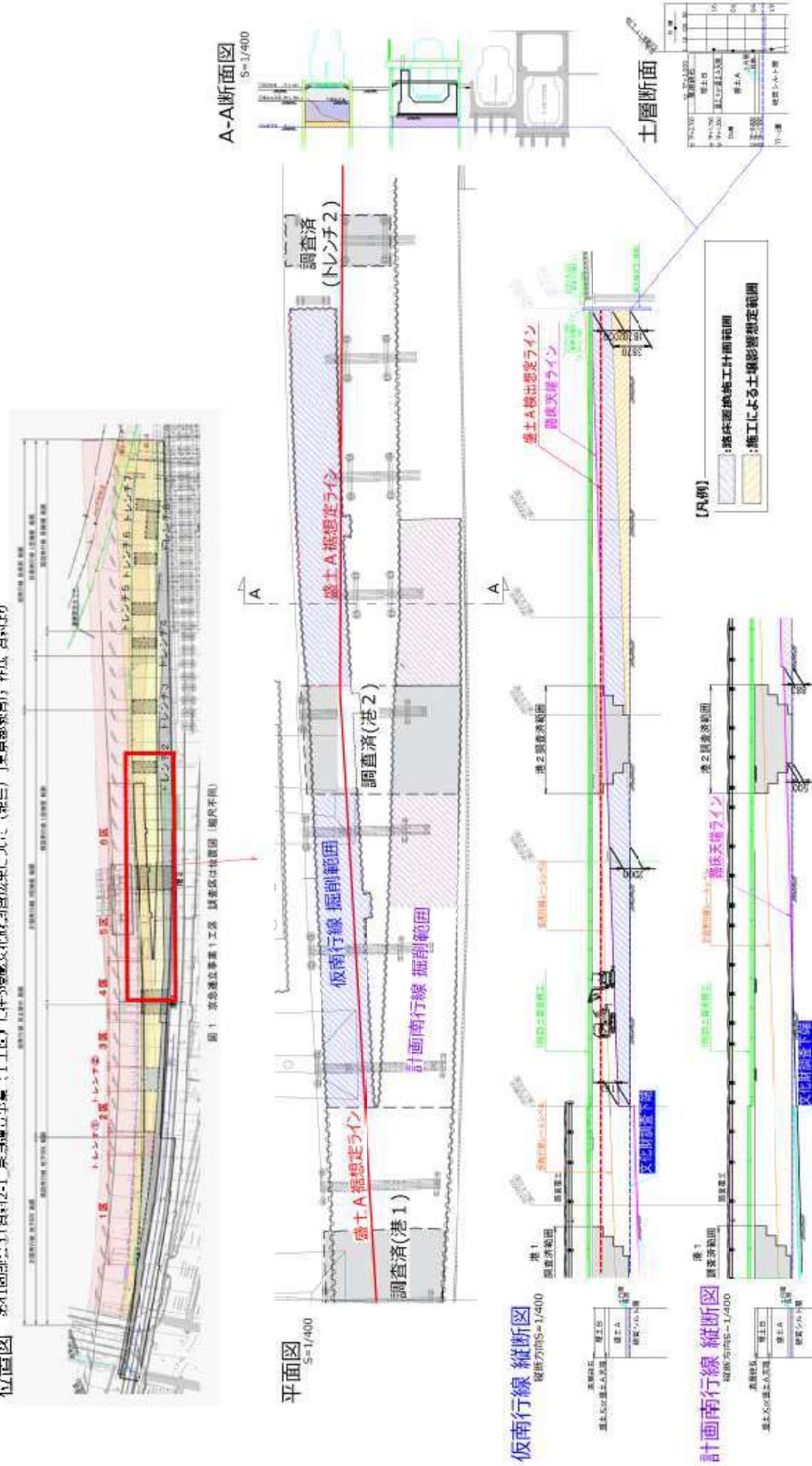
明治8年頃の通信用ビン擲子(藤村(1980)第1図を一部改変して掲載)

京急線連立 仮南行線築造に伴う高輪築堤への影響について

2024.8.7

資料2 1

位置図 五丁目公1・西12-1 未舗装区上工区における地盤改良工事について(左)「土床地盤面作成」(右)より



- ・仮南行線の地下から地盤改良工事（勾配）部は、N値が4.0未満の軟弱地盤となつておらず、鉄道構造物等設計標準・同解説 土構造物において「路床範囲にN値4未満の軟弱な層がある場合」に該当する。
- ・これにより、同設計標準に基づき、軟弱な層である不良路床土を掘削除去し、良質土に改良する置換工法で施工をすすめる計画である。
- ・現在進めている本調査において盛土Aが、当初想定していなかった仮南行線の路床下にまで存在している可能性が高いと見られ、路床置換のための掘削等施工による路床下の盛土Aへの影響が懸念されている。

京急線連立 第8橋梁北横仕切堤付近 本設(地平)化工事計画について

2024.8.7

資料3 1

2023.2.1 第27回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】資料4より

【資料4】

令和5年2月1日
港区・教育庁 作成

京急連立事業（1工区）に係る埋蔵文化財の保護措置について

1 想定される埋蔵文化財

(1) 第8橋梁に伴う北横仕切堤、①高輪築堤複線化に伴う盛土A、②高輪築堤と旧東海道の間の盛土B、③①及び②が重複する範囲

(2) 盛土及び盛土内に想定される遺構は、盛土を押さえたための南北方向の土留め、工区境に敷設された土留め及び堤（東西方向）、杭など

2 工事内容

(1) 仮設高架橋設置は、羽根径（900 mm）の鋼管杭を打設。撤去に際しては逆回転で引き抜く（影響範囲は直径 1200 mm）

電路柱（直径 600 mm）は4本

上記の遺構に影響を与えるのは、①（盛土A）=0木、②（盛土B）=94木、③（盛土A+盛土B）=66木である

(2) 地平化（仮設及び本体工事）で上記②及び③の範囲を約 1655 m²に亘り開削する

3 調査の方針

「高輪築堤跡の調査の方針について」（2021年1月25日策定、2023年1月11日改訂第3回）に準拠する

延-4 P10 検討部（令和4年2月16日既往施工）

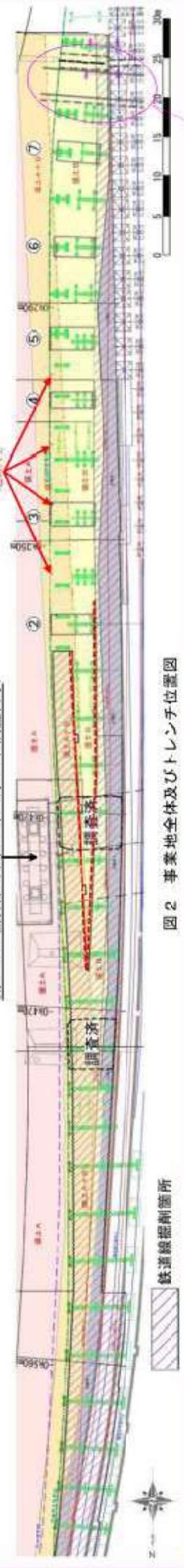
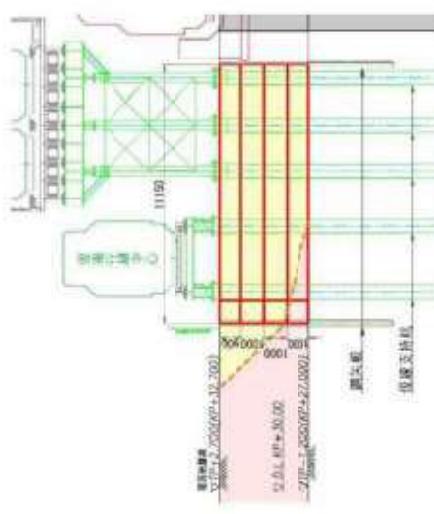


図2 事業地全体及びトレンチ位置図

第8橋梁に伴う北横仕切堤

図1 盛土Aと盛土Bの想定図



京急線連立 第8橋梁北横仕切り堤付近 本設(地平)化工事計画について

2024.8.7

資料3 2

2022.11.9 第23回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】資料3 再掲

第8橋梁北横仕切り堤付近 本設(地平)化工事計画について

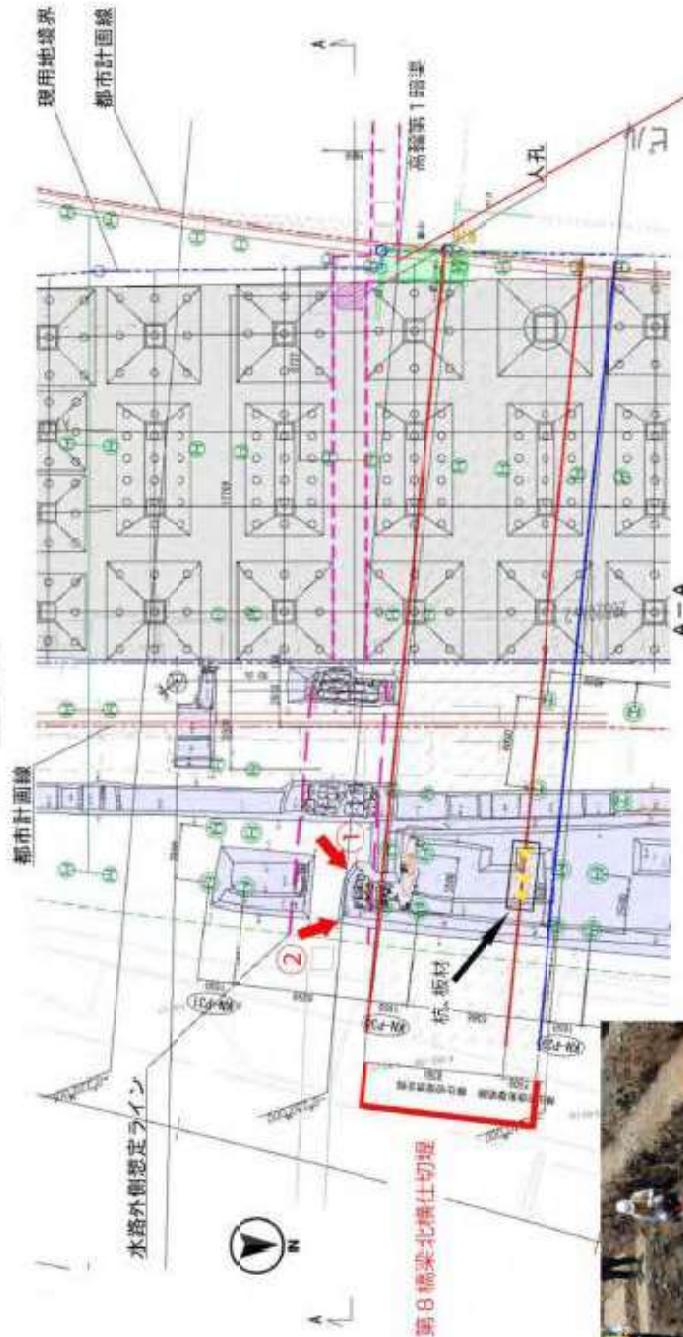
第8橋梁北横仕切り堤位置

【第22回高輪築堤調査・保存検討委員会（9月7日）資料再掲】

【資料3-1】

【資料3】

1工区横仕切堤想定位置図 5-1/100
平面図



①北横仕切り堤確認状況-1



②北横仕切り堤確認状況-2



③北横仕切り堤確認状況-3



石垣写真

京急線連立 第8橋梁北横仕切堤付近 本設(地平)化工事計画について

2024, 8, 7

資料3

